



人口の動き 1月1日現在 人口 72,713人 (前月比 -69人) 男 36,970人 女 35,743人 世帯数 30,835世帯

申告期間
2月16日～
3月15日

市県民税の申告と所得税及び 復興特別所得税の確定申告

申告期間中、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得税の申告相談（譲渡や青色申告、事業所得で新規事業の方、消費税の申告などを除く）を受け付けています。また、成田税務署でもイオンモール成田に確定申告書作成相談会場を設けています。毎年、受付開始後の数日間と3月10日以降は大変混雑します。申告書は自分で作成し、早めに提出されますようご協力をお願いします。

市県民税の申告と簡易な確定申告は、市役所で受け付けます

●2月16日～3月15日
土曜、日曜日を除く。
●3月13日(日)に限り、行いません。

午前8時45分～正午
午後1時～4時
※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

場内注意

●市役所第4庁舎
●申告期間中は、申告会場を午前8時15分に開場します。受付表に氏名をご記入のうえお待ちください。

なお、長時間お待ちいただくこともあります。

●譲渡所得（土地・建物・株式など）、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。（申告書作成済の場合は、提出できません）

●一日に受け付ける人数には限りがあるため、午前中に所定の人数に達した場合、一度受付を締め切り、

引き続き午後の方を受け付けます。

●申告期間中、自書申告コーナーを設けます。記入例を見ながら申告書をご自身で作成できます。

●申告書などの控えが必要の方は、必ずその場で申し出てください。後日交付はできません。

●復興税関係については、確定申告については、平成25年から平成49年までの各年分においては、所得税と復興特別所得税（基準所得税額に2・1%を加算）を併せて納付しなければなりません。

●市県民税については、平成26年度から平成35年度まで、均等割に1000円を加算し、5000円とすることとされています。

●課税課
☎443-1116



成田税務署からのお知らせ

平成27年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書作成と提出は、「イオンモール成田」で行います

●2月8日～3月15日
土曜・日曜日、祝日を除く。
(2月21日(日)・28日(日)に限り行います)

●午前9時～午後4時
(午前9時から10時の入口は2階C入口のみ)
●イオンモール成田(2階イオンホール)

●注意
●3月15日までの間、成田税務署に申告書作成会場はありません。

●納税証明書は、右記会場では発行していません。

●右記会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。

国税庁ホームページをご利用ください

●国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書が作成できる便利なシステムです。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用して送信できます。

- 事業所得などがあつた方
- 給与所得の方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
 - ・給与所得以外に所得があつた方
- 平成27年中に退職し、現在就職されていない方
- 公的年金などの受給者の方で次のいずれかに該当する方
 - ・公的年金などの所得以外に所得があつた方
 - ・医療費控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- その他
 - ・市内に住んでいないが、平成28年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある方
 - ・所得のなかつた方で、誰の扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になつている方

また、「タックスアンサー1」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

●国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

●成田税務署 ☎0476-2815151

市県民税の申告が必要な方

●平成28年1月1日現在、市内に住んでいた方で、確定申告は不要でも平成27年中に、次のような所得のあつた方は、市県民税の申告をする必要があります。

●ただし、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方や、勤務先から市役所に給与支払報告書（年末調整済）が提出された方は、申告をする必要がありません。

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定定員 費参加費 申申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

●今回の申告は、平成28年度の市県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をする上でその基礎となるものですので必ず申告してください。申告をされない場合は、児童手当の認定を請求するときや融資を受けるときなどに必要な税務証明が発行できません。

●課税課
☎443-1116